不適正な取引行為の概要

【 不適正な取引行為の類型 】	【 規則で定める不適正な取引行為 】	【 代表的な事例 】
	1.販売の意図を隠した勧誘等 2.優良・有利の誤認を招く言動等による勧誘等 3.重要な情報を提供しないで行う勧誘等 4.重要事項を誤認させる情報の提供による勧誘等 5.不確実事項に係る断定的判断の提供による勧誘等 6.法令等による義務であると誤認させる言動による勧誘等 7.公的な機関等の職員と誤認させる言動による勧誘等 8.公的な機関等の許可を受けていると誤認させる言動による勧誘等 9.事業者名等を明らかにしないで行う勧誘等 10.困惑させるような言動による勧誘等 11.不退去等による勧誘等 12.威圧的な言動による勧誘等 13.心理的負担に乗じる勧誘等 14.心理的不安に乗じる勧誘等	──「千円で布団のクリーニングをします。」という電話をし、訪問を了解した消費者宅を訪れ、クリーニングをした後で、高額の掃除機の購入を勧誘する。
(条 例第10条第1号) 契約勧誘に関する不適正な取引行為	5. 不確実事項に係る断定的判断の提供による勧誘寺 6. 法令等による義務であると誤認させる言動による勧誘等 7. 公的な機関等の職員と誤認させる言動による勧誘等 8. 公的な機関等の許可を受けていると誤認させる言動による勧誘等 9. 事業者名等を明らかにしないで行う勧誘等	消費者宅を訪問し、「排水管の清掃が義務づけられている。点検に来た」と言って勧誘する。
	10. 困惑させるような言動による勧誘等 11. 不退去等による勧誘等 12. 威圧的な言動による勧誘等 13. 心理的負担に乗じる勧誘等	─ 消費者宅を訪問し、台所の改装の勧誘をし、消費者が「直す気はない」 と何度も断っているにもかかわらず、長時間にわたって勧誘を続けて、 根負けした消費者に契約させる。
	14.心理的不安に乗じる勧誘等 15.知識・判断力の不足に乗じる勧誘等 16.正常な判断ができない状態に陥らせて行う勧誘等 17.過去の取引の情報を悪用した勧誘等 18.路上等における強引な勧誘等	高齢者を近くに借りた会場に集め、いろいろな商品を無償やタダ同然の価格で販売し、巧みなトークにより熱狂的な雰囲気を作り出し、高額な羽毛布団を販売する。
	19. 不当な電子メール等の送信による勧誘等 20. 契約書への虚偽記載等をそそのかして行う勧誘等 21. 資金調達を執ように勧めて行う勧誘等	
(条例第10条第2号) 契約内容に関する不適正な取引行為 	↑ 1 . 解約等を不当に制限する契約 ←	パソコン教室の受講について、契約書に「解約は一切受け付けない」 との条項を設ける。
	2 · 解約等を不当に制限する契約 2 · 不当な違約金等を定める契約 3 · 不当な免責特約を定める契約 4 · 過大な責任を負担させる契約 5 · 不当な管轄裁判所を定める契約 6 · 利益を不当に害する契約 7 · 合意した内容と異なる契約 8 · 返済不能に陥ることが明らかな者との販売契約 9 · 名義借用契約 10 · 不当に過大な量の販売契約等	「貴金属購入のクレジット契約に名義を貸してくれたらアルバイト代を支払う。支払いはこちらで責任を持ってする。」と言って誘い、クレジット契約を締結させる。
(条例第10条第3号)	10・小当に過べな量の販売を割せ 1 . 欺瞞、威迫による債務履行の強要 2 . 困惑させるような言動による債務履行の強要 3 . 関係人に通知する等の言動を用いた債務履行の強要	借入金の返済が滞った消費者の職場や子どもの学校に、本人を非難する内容のFAXを送付する。
債務履行に関する不適正な取引行為	4 . 金銭調達の強要 5 . 契約成立の一方的主張 6 . 支払義務のない者への強要行為 7 . 事業者名等を明らかにしないでする債務履行請求 8 . 債務不履行 9 . 一方的な履行中止等	消費者へ「以前融資した貸付金が未償還だ。直ちに支払え」と書いた 一はがきを送る。はがきには実在しない事業者名、代表者名を記載する。
(条 例第10条第4号) 契約解除に関する不適正な取引行為	↑ 1.口頭による契約解除等を認めておきながら、後で書面によらない ことを理由として拒否する行為 2.欺瞞、困惑、威迫等による契約解除等の妨害 → 3.不当な損害賠償等を要求することによる契約解除等の妨害	消費者を電話で呼び出し、勧誘して高額のブレスレットを購入させた際に、「クーリング・オフされると会社内での信用をなくし会社を首になるので解約しないでほしい。」と消費者がクーリング・オフしづらくなるようなことを言って、クーリング・オフの行使を妨げる。
(条例第10条第5号)	4 . 商品の使用を誘導する等による契約解除等の妨害 5 . 過量販売に係る契約解除の不当な拒否 6 . 継続的供給契約の解除の不当な拒否 7 . 契約解除等に伴う債務の不当な履行拒否	訪問販売で床下乾燥剤を契約させるが、消費者からのケーリング・オフの申出に対し、「調湿剤をまいてしまっており、原状回復は無理である」と言って、施行代金の一部として5万円の支払いを主張し、既払金を返還しない。
与信行為に関する不適正な取引行為	1 . 不当な取引行為を用いた契約を条件とした与信契約 2 . 返済不能になることが明らかな者への与信行為 3 . 抗弁権接続による支払拒絶に対する不当な妨害	同一の高齢者が、短期間に同一事業者から同じ信販会社を利用した 割賦販売で次々と高額の商品を購入し、返済不能になることが明らか、